

## 厚木市緑のまつり出店に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、厚木市緑のまつり（以下「緑のまつり」という。）の開催における出店に関し、緑のまつりの健全な運営を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(出店の承認)

第2条 緑のまつりの出店希望者（以下「出店希望者」という。）は、厚木市緑のまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）の承認を受けて出店するものとする。

(承認の基準)

第3条 実行委員会は、出店希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は承認をしないものとする。

- (1) 警察が暴力団員及び暴力団に関係があると認めた者
- (2) 居所不明、素行不良等緑のまつりにおける出店者としてふさわしくない者
- (3) 本規約に抵触する者

2 出店の内容は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 緑化や環境に関する展示、即売、若しくは体験等
- (2) 飲食物の販売
- (3) 実行委員会と協議の上、実行委員会が認める内容

(承認の手続き)

第4条 出店希望者は、緑のまつりの開催のおおむね2月前までに実行委員会が別に定める出店申込書（第1号様式）により出店の申し込みをするものとする。ただし、一団体が多数の出店者が見込まれる場合については、当該団体を代表して出店申込書（第1号様式）及び出店者名簿（第2号様式）を実行委員会に提出することができる。

2 実行委員会は、申込内容等を十分に審査し、出店の可否を決定するものとする。

3 実行委員会は、前項の規定により、出店についてその可否を決定したときは、その旨を出店希望者に通知するものとする。

(出店承認証の交付)

第5条 実行委員会は、出店を承認する場合には出店承認証を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、営業報告書等関係法令等に基づく必要な手続きを行わないものに対しては、出店承認証を交付しないものとする。

(出店場所の指定)

第6条 出店場所の指定は、実行委員会が行うものとする。

(名義貸しの禁止)

第7条 出店承認証は、申込人本人に対する承認であり、名義貸し、承認証の転貸等についてこれを禁止する。

(承認の取消)

第8条 実行委員会は、出店の承認をした場合でも次の各号のいずれかに該当すると認めたときは

承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条（承認の基準）第1項に該当することが明らかになったとき。
- (2) 市民に対して粗暴な言動を行うなど、緑のまつりにおける出店者としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 第13条（出店者の遵守事項）の規定を守らず、実行委員会の指示に従わないとき。

（店舗の規格）

第9条 店舗の規格は、出店の場所を勘案し、実行委員会がおおむね定めた規準に合致させるものとする。

（物品の借用）

第10条 出店者は、出店に必要なテント、テーブル及びイス等の物品について実行委員会と協議の上、借用することができる。

（復旧費用の負担）

第11条 実行委員会は、出店者に対して、出店者が破損を与えた施設や物品等の復旧にかかる費用を請求することができる。

2 出店者は、前項の請求を受けた場合は速やかに実行委員会に納付するものとする。

（承認証の掲示）

第12条 出店者は、出店承認証を見やすい場所に掲示するものとする。

（出店者の遵守事項）

第13条 出店者は、次の各号を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 法律で禁止されている物品又は緑のまつりの品位を損なうおそれのある物品の販売はしないこと。
- (2) 商品価格は、一般の市販価格を規準とし、不当な価格で販売しないこと。
- (3) 出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと。
- (4) ゴミは、出店者の個々の責任において持ち帰りを原則とする。
- (5) 出店場所は、使用前の状態に復すること。
- (6) 交通規則を遵守し、物品の搬出入に当たっては交通の支障にならないよう努めること。
- (7) 使用する車両は、指定された駐車場へ駐車すること。

（撤去時の措置）

第14条 実行委員会は、規約に違反する出店者に対しては、違反状態を是正させるため撤去等必要な措置を執ることができる。

（その他）

第15条 本規約に定めのない事項については、その都度実行委員会において決定するものとする。

附 則

この規約は、平成29年11月22日から施行する。